

フェニックス光 端末設備貸出サービスに関する利用規約

(総則)

第1条 フェニックスコミュニケーションズ株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社が別に定めるフェニックス光電話契約約款（以下「フェニックス光電話約款」といいます。）及びこの「端末設備貸出サービスに関する利用規約」（以下、「本規約」といいます。）に基づき、フェニックス光電話約款で定めるフェニックス光電話に関する付帯サービスとして端末設備貸出しサービス（当社からフェニックス光電話の提供を受けるために必要となるフェニックス光電話約款第8条（申込）第5項で定める NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社（以下「NTT」といいます）の端末設備を契約者へ貸与するサービスをいいます。以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2 本規約の規定がフェニックス光電話約款の規定と矛盾、又は抵触する場合は、フェニックス光電話約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

(用語)

第2条 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、フェニックス光電話約款で使用する用語の意味に従います。

(契約の単位)

第3条 当社は、フェニックス光電話契約ごとに1の本サービスに係る利用契約を締結します。

(本サービスに係る利用契約)

第4条 契約者は、本サービスの利用の申込みをするときは、本規約を承諾のうえ、以下の各号に定める方法にてフェニックス光電話の申込みと同時に行うものとします。

(1) オンラインサインアップによる利用申込み

(2) フェニックス光取扱所に当社所定の書面を提出することによる利用申込み

2 当社は、前項に規定する利用申込みがあったときは、受け付けた順番に従ってその申込みを承諾します。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の各号の定め該当する場合はその利用申込みを承諾しないことがあります。

(1) 当社がフェニックス光電話の申込みを承諾しなかったとき

(2) 申込みのあった端末設備を設置し、又は保守することが技術上困難なとき

(3) 申込みのあった端末設備を提供するために NTT において必要な電気通信設備に余

裕がないとき

(4) 契約者が、当社が提供するサービス、又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき

(5) 当社およびNTTの業務の遂行上支障があると判断したとき

(6) その他、当社の裁量により不承諾であると判断したとき

4 端末設備の貸与は、以下に定める方法により行います。

(1) フェニックス光電話の開通工事が派遣工事の場合、必要な機器は契約者が設定した工事日の当日に工事担当者が持参する方法

(2) フェニックス光電話が無派遣工事の場合、必要な機器はNTTにより契約者が設定した工事日の前日までに設置場所に配送する方法

(端末設備の移転)

第5条 当社は、契約者から請求があったときは、NTTに依頼し、当該端末設備の移転を行います。ただし、工事が必要な契約者回線の終端（回線収容部に収容されるもの以外のものとしします。）の場所の変更、又は契約者回線の移転に伴うものでない場合はこの限りではありません。

(譲渡)

第6条 端末設備を提供しているフェニックス光電話契約に係る利用権の譲渡があった場合は、その利用権を譲り受ける者に、本サービスを利用する権利も譲渡されることとします。この場合において、譲受人は、契約者が本規約に基づき有していた一切の権利及び義務や債務を承継します。

(当社が行う本サービスに係る利用契約の解除等)

第7条 当社は、第8条（端末設備の利用停止）第1項各号の事由がある場合、本サービスに係る利用契約を直ちに解除することができます。

2 当社は、第1項に規定する場合のほか、端末設備に係るフェニックス光電話契約について契約の解除があったときは、本サービスに係る利用契約を解除します。

3 当社は、前2項の規定により、本サービスに係る利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約者に通知します。

4 当社は、契約者が本サービスに係る利用契約に違反した場合、契約者に対し何ら債務不履行責任を負うことなく本サービスに係る利用契約を解除することができます。

(端末設備の利用停止)

第8条 当社は、契約者が以下の各号の定めに該当するときは、端末設備の利用を停止することがあります。

- (1) フェニックス光電話契約において利用停止があったとき
- (2) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (3) 第13条（利用に係る義務）の規定に違反したと当社、又はNTTが認めたとき
- (4) 本規約に違反したとき

2 当社は、前項の規定により契約者による端末設備の利用を停止するときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。

（端末設備の種類）

第9条 当社は、契約者から請求があったときは、その1の利用契約につき1、又は複数の端末設備を、それ以外のフェニックス光電話契約者から請求があったときは、その1の利用契約につき1の端末設備を別紙に定めるところにより提供します。

（料金及び工事に関する費用の支払い義務）

第10条 契約者は、その利用契約に基づいて当社からの貸与を受けたとき、又は工事を要する請求をして当社の承諾を受けたときは、本規約に規定する料金及び工事に関する費用の支払いを要します。

2 料金の計算方法、料金及び工事に関する費用の支払い方法、割増金、延滞利息ならびにその他料金の取り扱いについては、フェニックス光契約約款の規定を準用します。

（設置場所の提供等）

第11条 フェニックス光電話に係る契約者回線等の終端（回線収容部に収容されるものを除きます。）のある構内（これに準ずる区域を含みます。）又は建物内において、当社が貸与する端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者が提供するものとします。

2 当社が貸与する端末設備に必要な電気は、契約者が提供するものとします。

（切分責任）

第12条 契約者は、自営端末設備、又は自営電気通信設備が当社により貸与される端末設備に接続されている場合であって、当社により貸与される端末設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備、又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、フェニックス光取扱所に修理の請求を行うものとします。

2 当社は、当社が貸与した端末設備に故障があると判断した場合は、NTTに修理の依頼を行います。当社、又は当社を介してNTTは、フェニックス光電話取扱局において試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、当社、又はNTTが前項の試験により貸与された端末設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求によりNTTの係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備、又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣費用に消費税相当額を

加算した額を請求します。

(利用に係る義務)

第13条 契約者は、次のことを守るものとします。

- (1) 当社が貸与する端末設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備の線路その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 当社が貸与する端末設備を改造、又は改変等し、通信の伝送交換、又はフェニックス光電話の品質確保に妨害を与える行為を行わないこと
- (3) 当社及び NTT が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が貸与する端末設備に他の機器、付加物品等を取り付けないこと
- (4) 端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し、又は使用させないこと
- (5) 当社が貸与する端末設備を善良な管理者の注意をもって使用及び管理すること
- (6) 端末設備に故障、滅失、又は毀損等が生じたときは、直ちにその旨をフェニックス光取扱所に通知し、当社及び NTT の指示に従うこと

2 契約者は、自己の責めに帰すべき事由による毀損等に起因して当社が貸与する端末設備を亡失し、又は毀損したときは、当社及び NTT が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

(端末設備の返却)

第14条 契約者は、第7条（当社が行う本サービスに係る利用契約の解除等）の規定により本サービスに係る利用契約が解約となったときは、本規約の定めにより貸与を受けていた端末設備を原状に復したうえで、当社及び NTT が指定する方法・期日に従って NTT が指定する場所へ送付することにより返却するものとします。

2 前項で定める期日までに端末設備が返却されない場合は、当社は、契約者に対して、別途当社が算出する当該端末設備の機器損害金を請求します。

(その他)

第15条 本規約に定めのない事項については、フェニックス光電話約款の規定を準用します。

附則

平成 27 年 7 月 1 日 制定

令和 7 年 5 月 19 日 改定

別紙

1 端末設備の種類および月額利用料金

(1) フェニックス光電話、フェニックス光電話エースの場合

区分	単位	料金（税別）
フェニックス光電話ルータ（標準タイプ）	1 装置ごと	200 円
フェニックス光電話ルータ（無線 LAN タイプ）	1 装置ごと	300 円
無線 LAN カード	1 枚ごと	100 円

(2) フェニックス光電話オフィス、フェニックス光電話オフィスエースの場合

区分	単位	料金（税別）
オフィス対応アダプタ（4 チャンネル用）	1 装置ごと	1,000 円
オフィス対応アダプタ（8 チャンネル用）	1 装置ごと	1,500 円
オフィスエース対応アダプタ（最大 32 チャンネル対応）	1 装置ごと	5,400 円

(3) フェニックス光 10 ギガの場合

区分	単位	料金（税別）
フェニックス光 10 ギガ無線 LAN 対応型ルータ	1 装置ごと	500 円

2 端末設備の工事費

(1) フェニックス光電話、フェニックス光電話エースの場合

区分	単位	料金（税別）
フェニックス光電話ルータ機器設置費	1 の工事ごと	1,500 円
フェニックス光電話ルータ機器設定費	1 の工事ごと	1,000 円

※フェニックス光電話ルータが ONU/VDSL 一体型の場合であって、フェニックス光回線と同時に工事を実施する場合は、機器設置費はかかりません。

※契約者の設備状況等により工事費が変更になる場合があります。

(2) フェニックス光電話オフィス、フェニックス光電話オフィスエースの場合

区分	単位	料金（税別）
オフィス対応アダプタ（4 チャンネル用）	1 装置ごと	8,000 円
オフィス対応アダプタ（8 チャンネル用）	1 装置ごと	9,500 円
オフィスエース対応アダプタ（最大 32 チャンネル対応）	1 装置ごと	16,000 円
設定変更工事費	1 装置ごと	4,800 円